

指 農 農 第 137 号1
令和 6 年 5 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

指宿市長 打越 明司

市町村名 (市町村コード)	指宿市 (46210)
地域名 (地域内農業集落名)	池田地区 (下門, 堀切園, 仮屋, 大迫, 中浜, 石嶺, 池崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 4 月 16 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・温暖な気候で栽培される露地野菜中心の農業経営体が多い。
 ・畜産農家も多いことから、飼料作物の栽培も盛んに行われている。
 ・他地域と比べ、若年人口は減少しており、将来の農業の担い手不足が懸念される。
 ・高土手から雑草が繁茂している畑もあり、一部荒廃化している農地も見られる。
 ・イノシシなどの鳥獣害が多い。
 ・干寄地区は、干寄地区農作業受託組合が管理しており、農地については今後も同組合を通じて耕作が行われる。
 ・地区外からの入り作者や法人の参入が増加している。一方、これまで中核農業者として地域の農業を担ってきた団塊世代が70歳代を迎えており、農業技術、土地の効率的活用、畑かん農地・農道の維持保全対策等をスムーズに継承する必要がある。

【主な作物等】:オクラ, スナック, キャベツ, かんしょ, 肉用牛, 養豚

(2) 地域における農業の将来の在り方

・入り作者が農地の貸し借りをスムーズに行えるよう、農業委員による積極的な声掛けや意向把握を行い、担い手への集積に努める。
 ・草払いなどの環境整備に関することを環境整備会や入り作者などと連携して、より良い営農環境を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	231 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	231 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連の農地整備事業の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成していくために、市及びJAと連携して相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵の設置や目撃情報や被害情報があった場合には速やかに猟友会等に通報し、対応できる体制を構築する。
- ⑦のり面の伐採や水路の維持管理等を行い、農地の保全管理に努める。